



保医発 0630 第 3 号  
令和 7 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

今般、下記の通知の一部をそれぞれ別添 1 から別添 4 までの新旧対照表のとおり改正し、本年 7 月 1 日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本年 7 月 1 日算定開始にかかる届出までは、従前のとおり提出者に対して受理番号を付して通知することとし、同 8 月 1 日算定開始にかかる届出以降について、本通知の取扱いとすることを申し添える。

- ・ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) (別添 1)
- ・ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) (別添 2)
- ・ 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号) (別添 3)
- ・ 「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号) (別添 4)

別添 1

○ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号） 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u>に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付すこと。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>	<p>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u>なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付して通知すること。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>

別添 2

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号） 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>	<p>特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>

別添3

○ 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第7号） 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地方厚生(支)局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生(支)局において閲覧</u>(ホームページへの掲載等を含む。)に供するとともに、併せて、審査支払機関に対して、受理番号を付して通知すること。</p> <p>第3・第4 (略)</p>	<p>訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地方厚生(支)局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>届出者に対して受理番号を付して通知</u>するとともに、併せて、審査支払機関に対して、受理番号を付して通知すること。</p> <p>第3・第4 (略)</p>

別添4

○ 「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第13号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u>に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。</u></p> <p>第3 (略)</p>